

第11次世田谷区交通安全計画（案）について

1 主旨

区内の交通安全対策の総合的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降、10次にわたり「世田谷区交通安全計画」を策定し、関係機関と連携して交通事故防止に努めてきた。

このたび、庁内での検討と、区及び区内警察署・消防署、交通事業者、関係団体等で構成される世田谷区交通安全協議会への意見聴取を行い、計画（素案）に対する区民意見募集を経て計画（案）を取りまとめたので、区民意見募集結果とあわせ報告する。

2 これまでの経緯

- 令和3年 3月 第11次交通安全計画（内閣府）策定
4月 第11次東京都交通安全計画 策定
6月 世田谷区交通安全協議会（書面開催）
9月 公共交通機関対策等特別委員会（素案の報告）
9月 区民意見募集の実施
11月 世田谷区交通安全協議会（書面開催）

3 区民意見募集の結果

- (1) 実施期間 令和3年9月15日～10月6日
(2) 周知方法 区のおしらせ（9月15日号）、ホームページ
(3) 閲覧場所 区政情報センター、総合支所区政情報コーナー及びくみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館、交通安全自転車課
(4) 受付状況 3人（内訳：ホームページ3）
意見数 13件

分 類	件 数
計画の総論に関すること	1件
重点施策・分野別施策に関すること	6件
その他に関すること	6件
総 数	13件

(5) 区民意見概要及び区の考え方 別紙1のとおり

4 区民意見に対する対応

- ・交差点における高齢者等の事故防止を図るため、信号機の整備や高度化等について追記を行う。
- ・自転車等の走行ルールの啓発、自転車通行空間の整備等について、重点施策、分野別の施策を通じて取り組みを進める。

5 案の内容

- 別紙1 計画(素案)に対する意見の要旨及び区の考え方
- 別紙2 計画(素案)からの修正事項一覧表
- 別紙3 第11次世田谷区交通安全計画(案)概要版
- 別紙4 第11次世田谷区交通安全計画(案)

6 今後の予定

- 令和4年 1月 区民意見募集の結果公表
- 3月 第11次世田谷区交通安全計画の策定

計画（素案）に対する区民意見の要旨および区の考え方

(1) 計画の総論に関すること 1件

意見要旨	件数	区の考え方（回答）
交通安全を考察するには人の移動、モノの移動、区民の社会生活を考慮する必要があり、これらの情報を含めての検討が必要である。	1	この度素案としてお示した世田谷区交通安全計画は、東京都が策定した交通安全計画を踏まえて策定する計画として、各種地域団体や交通事業者、警察署等を含めた世田谷区交通安全協議会からの意見を踏まえて検討を進めております。ご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。

(2) 重点施策・分野別施策に関すること 6件

意見要旨	件数	区の考え方（回答）
高齢者、障害者が安全に横断歩道を渡るため、信号機の青時間を長くするなど、安全に住める世田谷であってほしい。	1	歩行速度が遅くなる高齢者や障害者、幼児などが安心して安全に横断歩道を渡れるよう、信号機の整備や高度化について、計画（案）に追加しました。また、併せて、横断歩道を利用する際、無理な横断は控えるよう交通安全啓発に努めてまいります。
交差点での一時停止など違反が目立つ。また、自転車が歩道で徐行をしていない。取り締まりをして欲しい。	1	自動車、二輪車、自転車の事故防止として、警察による指導や取り締まりの強化を図るとともに、警察署と連携した各種キャンペーンの実施等により、交通安全活動に努めてまいります。
自転車走行のルール、マナーの啓発に努めて欲しい。	3	分野別の施策に示した対象者別の取り組みを通じ、町会や自治会、事業所、学校関係者などとも連携し交通安全啓発に取り組んでまいります。
区は自転車通行空間の整備を計画したが、自転車走行帯（ブルーゾーン）は自転車が安全に走行できる環境ではなく、止めるべき。	1	自転車は車道左側を走行することが原則ですが、自動車交通量が著しく多い等で安全のためにやむを得ない場合等は、歩道を通行することが認められております。また、自転車ナビマークや自転車走行帯（ブルーゾーン）は、自転車の通行位置や通行方向を示し、また、自動車のドライバーに対して、自転車走行の注意喚起について重要な役割を担っています。引き続き、自転車走行の環境整備に努めてまいります。

(3) その他に関すること 6件

意見要旨	件数	区の考え方(回答)
<p>工事現場等の交通誘導員が基本的な交通法規を理解していないので、警備業者や元請業者、施主を指導して欲しい。</p>	1	<p>ご意見は交通管理者となる警察署に伝えさせていただきます。</p>
<p>駅前商店街等で道路の狭い通りでは車の時間規制を6時～22時まで対応して欲しい。</p>	1	<p>時間帯通行規制については、商店街や沿道住民等による合意形成が必要となり、交通管理者となる警察署による判断となります。ご意見は関係所管と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>甲州街道は車道・歩道ともに狭いため自転車走行に適さない。旧甲州街道へ誘導することはできないか。</p>	1	<p>道路交通法において、狭い陸橋やトンネルなどで自転車走行が危険な区間では自転車等の走行禁止区域を指定できますが、その判断は公安委員会となります。ご意見は関係所管と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>旧甲州街道から新宿方面に向かうと、甲州街道では高井戸陸橋までの間、自転車が歩道の逆走になる。道路改良をして欲しい。</p>	1	<p>自転車は車道左側を走行することが原則ですが、ご指摘の区間については、歩道に「自転車通行可」の標識があり、歩道を通行することが認められております。また、歩道を自転車で通行する際は、車道寄りを徐行することが決められておりますが、走行方向は規制されておられません。歩行者に配慮し、対向自転車に注意した運転で交通安全に務めていただくようお願いします。</p>
<p>緑道を自転車道専用道路にできないか。</p>	1	<p>多くの緑道では幅員が狭く、自転車専用の走行空間を確保するのが難しい状況です。また、園路幅が狭く自転車と歩行者のすれ違いに危険を生じる場合や、緑道と並行して道路がある場合は、自転車通行を禁止しているところもあります。いただいたご意見は、緑道を改修する際などの参考とし、区民や利用者にとってより良い緑道となるよう取り組んでまいります。</p>
<p>以下のような新しい社会を目指すべき。(自動運転・自動配送サービスの構築/道路の使い方の再考/商品配送用の車両を制限・公共交通機関の円滑化/区民の多様な意見を取り入れ輸送・交通システムの抜本的な変更)</p>	1	<p>ご意見は関係所管と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>

計画（素案）からの修正事項一覧表

修正事項	世田谷区交通安全計画（案）
内容の一部追加	<p>第1章 高齢者の交通安全の確保（P17）</p> <p>2 道路交通環境の整備</p> <p>(2) 高齢歩行者の事故防止のための交通規制等 <u>通過交通やスピードの出し過ぎを抑制するなど、生活道路の安全を図るため、「ゾーン30」の導入等の交通規制の見直しや、ガードレールの設置、路側帯の整備、横断歩道での高齢者や障害者の安全に資する信号の高度化等による交通安全対策等を推進します。合わせて、無理な横断をしないよう高齢者への安全講習等で啓発を行い、交通安全を図ります。</u></p> <p style="text-align: right;">(区、警察署)</p>
内容の一部追加	<p>第2章 子どもの交通安全の確保（P19）</p> <p>2 道路交通環境の整備</p> <p>(4) 通学児童の事故防止のための交通規制等 <u>スクールゾーンを活用するとともに、通過交通やスピードの出し過ぎを抑制するなど、生活道路の安全を図るため、「ゾーン 30」の導入等の交通規制の見直しや、ガードレールの設置、路側帯の整備、横断歩道での安全に資する信号の高度化等による交通安全対策等を推進します。</u></p> <p style="text-align: right;">(区、警察署)</p>
項目の追加	<p>第1章 道路交通環境の整備（P30）</p> <p>2 交通安全施設等の整備</p> <p>(3) <u>信号機の整備</u></p> <p><u>信号機のある交差点での歩行者の安全性の確保について、地域の声等に基づき、かつ交差点の実態を踏まえて、信号機の整備・高度化により事故防止を図ります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>横断歩行者の巻き込み事故防止</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 歩車分離式信号機 ・ <u>大きな交差点等で高齢者や障害者、幼児などの事故防止</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 歩行者感应制御信号機 ② ゆとりシグナル ③ 視覚障害者用音響信号機 等 <p style="text-align: right;">(警察署)</p>
内容の一部追加	<p>第1章 道路交通環境の整備（P31～32）</p> <p>4 道路交通環境の整備</p> <p>(4) <u>すべての人にとって利用しやすい道路の整備</u></p> <p>区民の社会的な自立及び社会参加の機会を確保し、もって安全で安心して快適に住み続けることのできる地域社会の実現を図ることを目的とした「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)」に沿って「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」道路及び交通環境の整備、<u>信号機の整備・高度化を図ります。</u></p> <p style="text-align: right;">(区、警察署)</p>

※計画（素案）からの修正事項は下線部

【位置づけ】	交通安全対策基本法第26条の規定により、都の交通安全計画に基づき、区長が関係機関等の協力を得て策定する、区内の道路交通の安全に関する対策の総合的な施策の大綱。
【計画期間】	令和3年度から7年度（5年間）

目 標

交通安全都市宣言でうたう「交通事故を防ぎ、区民が安心して充実した生活を送ることができる、安全な社会」の実現。

計画の推進

行政機関（区、警察署、国・東京都の行政機関）、事業者・交通関係団体等、区民

重点施策

1. 高齢者の交通安全の確保

方向性	高齢者に対する交通安全教室の開催等により、交通安全啓発をより一層推進するとともに、安全な生活道路の構築や道路・公共交通のバリアフリー化など道路交通環境を整備します。
取組み	高齢者に対する交通安全教育の実施／地域社会における交通安全意識の高揚／地域ぐるみの交通安全運動の推進／歩行空間等の整備／★事故防止のための交通環境の整備／道路標識の整備／バス停留所施設の整備／利用しやすい駅施設等の整備 など

2. 子どもの交通安全の確保

方向性	子どもや保護者等に対する交通安全教室の開催等により交通安全啓発をより一層推進するとともに、安全な生活道路の構築や通学路の点検・改善など道路交通環境を整備します。
取組み	幼児、小学生、中学生及び保護者への交通安全教育の充実／地域ぐるみの交通安全運動の推進／通学路の設定及び安全確保／★未就学児が集団で移動する経路等の安全確保／歩行空間等の整備／通学児童の事故防止のための交通規制（ゾーン30等） など

3. 自転車の安全利用の推進

方向性	交通安全教室の開催や広報媒体の活用により、交通安全の啓発を進めるとともに、自転車安全利用推進員の支援を行います。また、交通ルールの遵守のため指導取締りを強化し、交通マナーの向上を図ります。さらに、安全な生活道路の構築や自転車通行空間の整備等により、自転車利用環境を向上します。
取組み	学校等における交通安全教育／★自転車利用者に対する交通安全教育／自転車安全利用推進員の育成・支援／放置自転車防止の啓発／自転車通行空間の整備／★自転車シェアリングの普及促進／点検・整備の啓発／指導取締りの強化 など

4. 二輪車事故の防止

方向性	運転者に対する交通安全教室実施等による効果的な安全教育の推進や標識・照明等の安全施設の整備とともに、無謀運転抑止のための指導・取締りの強化を図ります。
取組み	学校等における交通安全教育／運転者教育の充実／若者に対する交通安全意識の高揚／二輪車事故防止対策の推進／整備不良車両の取り締まり など

5. 飲酒運転の根絶

方向性	地域社会における飲酒運転根絶意識の向上を図るとともに、飲酒運転の取締り等、運転者に対する対策だけではなく、飲酒運転に関する周辺者に対する広報啓発活動についても推進し、関係機関が一体となって飲酒運転の根絶に向けて取り組みます。
取組み	関係機関との連携強化と広報啓発活動の推進／地域ぐるみによる飲酒運転の根絶の推進／酒類提供者への周辺者三罪の広報啓発／飲酒運転の取締り強化 など

分野別の施策

1. 道路交通環境の整備

方向性	人・自転車・車にとって調和のとれた道路づくりを基本に、道路・交通安全施設の整備を積極的に進め、道路交通環境の向上を図ります。
取組み	道路等の整備／★交通安全施設等の整備／不法占用物件等の除却／バス交通サービスの充実／通学路の点検等による安全の向上／自転車利用環境の総合的整備 など

2. 交通安全意識の普及徹底

方向性	区民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーを身に付けられるように、ライフステージに応じた交通安全教育を推進するとともに参加・体験・実践型の講習会を実施します。また、家庭、学校、事業所や地域社会における交通安全意識の高揚を図るとともに、広報啓発活動の充実・強化に努めます。
取組み	学校等における交通安全教育／★運転者における交通安全教育／★20～40歳代への啓発の強化／★自転車用ヘルメットの着用啓発／地域、事業所、学校、家庭における交通安全教育活動の推進／★多様な広報媒体による広報活動の実施／走行中における携帯電話禁止に関する広報啓発の推進／★歩きながらの携帯電話の使用を控えること（歩きスマホの防止）に関する啓発の推進 など

3. 道路交通秩序の維持

方向性	道路交通の安全と円滑な交通を確保するために、交通実態に即応した交通規制と交通違反等に対する適切・効果的な取締りを行います。また、駐車対策の適正な運用と放置自転車防止及び放置自動二輪車防止などの駐車秩序を確立します。
取組み	交通実態に即応した交通規制の推進／違法駐車車両の排除／放置自転車防止及び対策の効率化／重大交通事故に直結する交通違反取締り活動の推進／自転車安全利用のための指導取締りの強化／★携帯電話使用等の取締りの推進／整備不良車両の取締り など

4. 安全運転と車両の安全性の確保

方向性	安全運転教育の充実や事業所等における安全運転管理の充実などの施策を推進するとともに、車両の安全性の確保を図ります。
取組み	運転者教育の充実／安全運転管理の充実／自転車の安全性の確保 など

5. 救助・救急体制の整備

方向性	交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救助・救急体制の充実を図ります。
取組み	交通救助・救護体制の充実・強化／応急手当等の普及啓発の推進 など

6. 被害者の救済

方向性	交通事故相談、交通事故事件被害者等に対する連絡制度により被害者の救済を図ります。
取組み	交通事故相談業務の充実／自転車保険等への加入促進／被害者等に対する連絡制度

7. 踏切道の安全確保

方向性	公共交通機関への影響が大きい踏切事故の防止や交通渋滞等の改善を図るため、踏切道の立体交差化の促進や構造改良の推進を図ります。
取組み	「開かずの踏切」の解消／踏切の安全対策の推進

★は現行計画からの追加や内容の充実した取組み